

平成30年 第3回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 18番(大久保もりひさ君) 通告番号3、公明党の大久保もりひさでございます。通告の順に従いまして、4項目について一般質問をいたします。

項目番号1、ヘルプマーク・ヘルプカード等の認知度の向上と普及拡大について伺います。

平成29年7月20日、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく、外国人観光客にもよりわかりやすい案内用図記号とすることを目的に、J I Sの規格が見直され、その中にヘルプマークが追加されました。ヘルプマーク以外に、耳マーク、補助犬マークなどの障害のある方を対象としたマークや、マタニティマーク、ベビーカーマークなどのように、周りの人に配慮や優先を知らせることを目的としたマークなどがありますが、ヘルプカードを含めて、さらなる認知度の向上と普及拡大が必要であると考えます。

(1)、本市の障害者に対する認知度の向上と普及拡大の取り組みについて伺います。

○ 福祉部長(武藤路弘君) ヘルプマーク・ヘルプカードなどの本市の障害者に対する認知度の向上と普及拡大の取り組みにつきましては、平成26年度に東京都の補助金を活用して、東京都標準様式の稲城市版ヘルプカードを作成し、身体障害者手帳や愛の手帳所持者に送付しております。それにあわせて、障害福祉課の窓口や市内の相談支援事業所において、チラシ・ポスターでの周知、新規の手帳取得者や希望者への配布を行うほか、広報紙や障害福祉のしおりによる周知など、さまざまな方法により、認知度の向上や普及拡大に努めてきているところでございます。

○ 18番(大久保もりひさ君) ヘルプマークやヘルプカードにつきましては、御存じない市民の方もたくさんおられると思いますので、御紹介させていただいた後に質問いたします。

赤地に白十字とハートのマークがヘルプマークであります。ヘルプマークは、難病や心臓疾患などの内部障害を持つ人、人工関節を装着している人、初期の妊婦など、外見からはわからなくても、援助や配慮を必要としている人が、そのことを周囲に示すためのものであります。抱えている困難が外見上でわからないために、優先座席を譲ってもらえないばかりか、優先座席を使用していることを非難されたりすることが少なくないとのことであります。平成24年から東京都が導入し、その後、幾つかの府県でも導入されていますが、まだまだ認知度が低く、J I Sに加えられたことでようやく全国に普及する道が開かれました。

また、ヘルプマークと一体で、緊急連絡先や必要な支援方法などが記載されているのがヘルプカードです。聴覚障害者や知的障害者、発達障害者などが周囲に支援を求める際には欠かせません。

東京都でこのヘルプカードが誕生したのは、自閉症の子を持つ一人のお母さんの言葉がきっかけでありました。平成21年の春、地元で街頭演説を行っていた都議会公明党の伊藤興一議員にある女性が声をかけ、「私には自閉症の障害がある子供がいます。

この子供がやがてひとりで社会参加できるようになったときに、災害や事故に遭遇しても、周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるような東京都をつくってほしい」と要望されました。その女性の手には、家族の連絡先や万一の場合の支援方法などが記載された手づくりのヘルプカードが握られていました。伊藤議員は都議会で、行政として統一基準のヘルプカードをつくることを繰り返し訴えました。その結果、平成24年10月、ついに東京都は標準様式を区市町村に向けて策定し、補助予算も決定したのであります。

本市では、ストラップ付きのヘルプマークと、平成26年度に作成した東京都の標準様式の稲城市版ヘルプカードと、ヘルプカードの記入の仕方や使い方、問い合わせ先の障害福祉課の連絡先などが記載された説明書の3点セットを障害福祉課の窓口で配布しているとのことで、本日はお借りいたしました。実物がこちらでございます。

実はストラップ付きのヘルプマークであります。私が以前にいただいたのはちょっと違っているのですけれども、今はこのストラップが非常に使いやすく変わっています。昔は、穴に入れてねじってとめるようなもので、ちょっと使いづらかったのが、非常にいいものになっておりました。こちらがヘルプカードでございます。「稲城なしのすけ」のマークが入ったヘルプカード。東京都の標準様式をもとにはしているのですが、このようにかわいらしくつくられているということでございます。そして、こちらにはその使い方を書いた説明書が入っている。この3点セットで障害福祉課の窓口で配られているということでございました。

それでは、再質問いたします。平成26年6月15号の広報いなぎには、稲城市版ヘルプカードを配布する対象者について、「市内在住の身体障害や知的障害、精神障害のある方、難病の方等、日常生活や緊急時に支援を必要とする方」と記載されていますが、平成26年度にヘルプカードを送付したのは、身体障害者手帳と愛の手帳の所持者のみとの御答弁でございました。身体障害や知的障害のある方の中で手帳を取得されていない方と、精神障害のある方や難病の方などの日常生活や緊急時に支援を必要とする方への稲城市版ヘルプカードの配布と、ヘルプマーク・ヘルプカードの認知度の向上、普及拡大の具体的な取り組みについて伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 障害者手帳の種別や手帳の有無にかかわらず、日常生活や緊急時に支援を必要とする方には、御希望があれば、障害福祉課窓口や市内の相談支援事業所にて配布しております。また、ヘルプマーク・ヘルプカードの認知度の向上、普及拡大の具体的な取り組みとしましては、障害者団体や家族会などの会合に出向いて御説明した上で配布したり、特別支援学校に通う稲城市在住の児童・生徒には、学校を通じて配布しております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** よくわかりました。今の御答弁では、耳マークと補助犬マークに関して触れられていませんでしたので、ちょっと御紹介させていただいた後に質問させていただきたいと思っております。

耳マークを拡大したのがこちらでございます。余り、まだ市内でも見かけることが少なく、今回、質問通告をしたときにも、御存じない方がたくさんおられました。

これは、耳の不自由な方が、自分自身が耳が不自由であることをあらわすのに使用します。そしてまた、自治体、銀行、病院などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば、必要な援助を行うという意味表示をする際に使用します。当然ですが、本市の障害福祉課の窓口には掲示されております。

もう一つ、補助犬マークでございます。こちらまごらんになった方が少ないということで、「Welcome!ほじょ犬」ということで、“Service Dogs Welcome!”と英語で書いてありまして、「法律により盲導犬・介助犬・聴導犬は同伴できます」と厚生労働省が認めているマークでございます。こちらは、身体障害者補助犬法の啓発のためのマークであり、身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。身体障害者補助犬法では、公共の施設は交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは、障害者差別に当たります。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されておりまして、衛生面でもきちんと管理されています。また、補助犬を同伴していても、使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声をかけていただきたい。よろしく願いいたします。

なお、本市では、補助犬マークのシールを障害福祉課の窓口で配布しているということでありましたので、こちらもお借りしてまいりました。このように、張れるようにシールタイプになっているということで、希望者にはお渡ししているということでもございました。

それでは、再々質問をいたします。耳マーク、補助犬マークなどの障害のある方を対象としたマークの認知度の向上と普及拡大の具体的な取り組みについて伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 耳マーク、補助犬マークなどの障害のある方を対象としたマークの認知度向上につきましては、障害福祉課に、障害のある方に関するシンボルマークとして紹介するポスターを掲示しております。また、補助犬マークにつきましては、厚生労働省作成のステッカーを障害福祉課窓口で、御協力いただける方や希望者に配布しております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (2)、市民や障害者の支援者に対する認知度の向上と普及拡大の取り組みについて伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 市民や障害者の支援者に対する認知度の向上と普及拡大の取り組みにつきましては、普及啓発の取り組みにつきましては、平成26年度にヘルプカードの配布にあわせて、行政連絡員調整会議や介護保険事業者連絡会などの会議に出向き、周知や支援のお願いをしております。また、市民に対しましては、広報紙にて広く周知するほか、NPO法人市民活動サポートセンターいなぎが主催する金曜サロンにて講演を行っております。そのほかにも、市職員の研修として、認知症サポーター養成研修や新入職員研修の際には、市職員として、より適切な支援ができる

よう、ヘルプカードの取り組みを周知しております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 全国の自治体や地域においては、ヘルプマーク・ヘルプカードの認知度の向上と普及拡大のさまざまな取り組みがインターネット上に紹介されています。その中の一つに、全国ヘルプマーク普及ネットワークによるヘルプカード啓発ポスターの掲示があります。一部を御紹介しますと、救急隊員や消防団員にヘルプカードを知ってもらうために、消防署や消防団の詰所に掲示する、総務省消防庁が承認した啓発ポスターが作成されています。また、小学校・中学校・高等学校・大学などの児童・生徒と教職員にヘルプカードを知ってもらうために、学校の敷地内に掲示する、文部科学省が承認した啓発ポスターが作成されています。ほかには、病院に掲示してもらうことを目的に、臓器提供意思表示カードとヘルプカードがコラボした啓発ポスターも作成されています。

以上のように、行政が直接かかわっている場所にヘルプカード啓発ポスターを掲示する取り組みが全国的に広がりつつありますので、本市におきましても、障害福祉課だけでなく、全ての部署にヘルプカード啓発ポスターを掲示する場所がないかを検討していただき、積極的に取り組んでいただきたいと思います。御所見を伺います。

○ 福祉部長（武藤路弘君） 庁内やその他の部署でヘルプカード啓発ポスターを掲示することにつきましては、障害者週間などの機会を捉えて、啓発ポスターを掲示できるよう、各部署とも調整を図ってまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 次に、質問通告で申し上げましたマタニティマークとベビーカーマークについて御紹介させていただいた後に質問させていただきたいと思えます。

まずはマタニティマークでございます。こちらは結構電車等でも見かけるようになりました。これは一例でございますが、「おなかに赤ちゃんがいます」とか、「禁煙に御協力ください」とか、これはさまざまなパターンがあるのですけれども、こういうマタニティマークがございます。マタニティマークは、妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。また、交通機関、職場、飲食店などが呼びかけ文を添えてポスターなどとして掲示し、妊婦さんに優しい環境づくりを推進するものです。以前は、マタニティマークは、各地でデザインがばらばらでしたが、公明党の提案で統一されました。今ではほぼ全ての自治体が母子健康手帳と一緒に同マーク入りのグッズを配布するなど、着実な広がりを見せており、本市では、市役所子育て支援課、保健センターなどの市内4カ所の窓口にて、妊娠届を提出された方を対象に、母子健康手帳とともに差し上げる母と子の保健バッグの中にマタニティマークのストラップを入れているということで、お借りしてまいりました。

こちらが、母と子の保健バッグになります。当然ですが、母子健康手帳、母子健康手帳副読本というものと3点セットになっておりまして、この保健バッグの中にさまざまな資料が入っているのですが、その中にこのように「おなかに赤ちゃんがいます」

というマタニティマークのストラップが入っております、お渡ししているということでございます。

次に、ベビーカーマークでございます。こちらもよくごらんになっていきますかね。全国統一のベビーカーマークは、ベビーカーに子供を乗せた人たちが気兼ねなく公共交通機関を利用できるよう、国土交通省が平成26年3月に制定しました。混雑時の電車などで厳しい視線にさらされることもあるベビーカー使用者に安心感を持ってもらえる環境整備を目指しています。ベビーカーマークについて、平成25年5月の参議院予算委員会で、公明党の山本香苗さんが、全国統一マークの作成を主張し、同年6月には子育て中の母親たちと、太田昭宏国土交通大臣に申し入れを行い、実現したものであります。

それでは、再々質問いたします。耳マーク、補助犬マークなどの障害のある方を対象としたマークや、マタニティマーク、ベビーカーマークなどのように、周りの人に配慮や優先を知らせることを目的としたマークなどの認知度の向上と普及拡大についても必要であると考えます。市の認識と今後の取り組みについて伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 市では、外見からは健康に見えても、内部障害の方や、障害のために疲れやすい方など、さまざまな困難を抱えている方が、周りの人に配慮してもらったり、優先される対象であることを知ってもらうためにも、ヘルプマークを初めとする各種マークの認知度の向上は大切と認識しております。今後の取り組みにつきましては、引き続き広報いなぎや市が発行する障害福祉のしおりなどで周知し、認知度の向上と普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (3)、福祉部が所管する稲城市社会福祉協議会や正夢の会などの福祉関係団体による認知度の向上と普及拡大について伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 福祉関係団体による認知度の向上と普及拡大の取り組みにつきましては、平成26年度以前に稲城市知的障害者団体連絡協議会安心安全連絡会——通称稲城安心安全連絡会が中心となり、緊急時連絡カードの作成や配布に取り組んできた経緯もあり、東京都の標準様式のヘルプカードを市が作成するに当たり、事業をより効果的に実施するために、ヘルプカードの内容やデザイン、周知方法や啓発用品について協議・検討するなど、全面的な協力をいただきました。また、ヘルプカードの周知のために、一般団体や市内の小中学校の授業などにおいて、講演や啓発用のリーフレットの配布を稲城安心安全連絡会に行っていただいております。

一方で、稲城市社会福祉協議会や正夢の会に委託している相談支援事業の相談窓口や、地域の実情に詳しく、また日ごろよりさまざまな相談を受けています民生・児童委員を通じ、必要に応じてヘルプカードの周知や配布を行っていただいております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 数多くの福祉関係団体の皆様には本当にお世話になっておまして、感謝いたしております。今後ともしっかり市のほうも連携していただいで、継続していただきたいと思っております。

(4)、稲城市が主催するイベントにおける認知度の向上と普及拡大の取り組みについて伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 市が主催するイベントにおける認知度の向上と普及拡大につきましては、平成26年度にいなぎ市民祭において、ヘルプカードや啓発用ポケットティッシュなどを配布し、普及啓発活動を行っております。また、本年度は、地域防災訓練で災害時支援用バンダナと一緒に周知する予定としております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 再質問いたします。市が主催するイベントにおいては、1年に1回はヘルプマーク・ヘルプカードなどの普及啓発に取り組んでいただきたいと考えます。御所見を伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 市が主催するイベントにおける普及啓発の取り組みにつきましては、12月の障害者週間に実施しております講演会などにあわせた普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (5)、交通機関や商業施設等における認知度の向上と普及拡大の取り組みについて伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 交通機関や商業施設等における認知度の向上と普及拡大の取り組みにつきましては、平成27年度に、バス事業者やタクシー事業者、自治会など多くの市民団体が参加する稲城市地域公共交通会議において、ヘルプカードの普及促進への協力依頼を行っております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 把握されている範囲で結構でございますので、本市内における具体的な取り組みを、御存じの範囲で結構ですから、お教えいただきたいと思っております。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 市内における具体的な取り組みにつきましては、協力依頼を行い、御賛同いただいた事業者、自治会などにチラシやポスターなどを配布しております。また、稲城安心・安全連絡会を通じて、市内の小売店や事業者などにポスターや啓発用ティッシュの配布を行っております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 今、市内でもというお話もございましたが、全国的には相当商業施設へのヘルプカード啓発ポスターの掲示がふえているようで、SNSを見ていましたら、ツイッター等でも相当発信がされている状態でございます。今後のことなんですけれども、例えば稲城市商工会や稲城市商店会連合会等を通じて、商店等にヘルプカード啓発ポスターの掲示をお願いするということはできないでしょうか。市の見解を伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 商業施設や企業、交通機関などへの普及啓発につきましては、東京都が取り組みを進めてきております。市では、東京都とも連携しながら、ヘルプマーク・ヘルプカードの啓発チラシやポスターを配布するなどの普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** では、次の質問に移ります。項目番号2、成年後見制度の利用促進と利用者本位の体制づくりについて伺います。

判断能力が不十分な人にかわり、親族や司法書士らが財産の管理や福祉サービスの契約手続を行う成年後見制度の利用を広げるため、国は後見人のほかに医療や福祉関係者を加えたチーム体制で利用者を支援する地域連携ネットワークの構築を進めています。成年後見制度の利用者は、昨年末時点で約21万人にとどまり、現在500万人以上いるとされる認知症高齢者と比べると、圧倒的に少ない状況です。潜在的な需要はあるものの、制度の利点が十分に伝わっていないことや、後見人による財産の横領といった不正行為の頻発が利用を妨げていると指摘されています。地域連携ネットワークを構築すれば、チームで日常的に利用者を見守れるようになり、きめ細かなサポートが可能になるとともに、さまざまな人がかかわることで、不正防止の効果も期待できると考えます。

(1)、成年後見制度の認知度向上の取り組みについて伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 成年後見制度の認知度向上の取り組みにつきましては、市広報及びホームページにより制度の周知と利用促進を図るとともに、市担当部署や地域包括支援センター、稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎの窓口において周知に努めているところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 本年の4月から6月、約3,000人の公明党議員が、地域の最前線で子育て、介護、中小企業、防災・減災の4分野をテーマにアンケートを行う「100万人訪問・調査」運動を実施しました。介護分野のアンケート調査では、介護に直面していない人に、自分自身が介護を必要になったとき一番困ることを聞いたところ、「経済的な負担」が29.1%で、ほぼ並んだのが「自分が認知症になったとき」で26.8%であり、認知症への不安が目立ちました。

認知症については、地域包括ケアシステムを土台に、医療、介護、生活支援などを一体的に受けられるように、住民が互いに支え合っている共生社会の構築が必要であると考えますが、成年後見制度の認知度向上につきましても必要不可欠であると考えます。認知症への不安を感じている方や、知的障害や精神障害の子供がいて、将来自分が認知症になったり死亡したりした場合の不安を感じている方に、ぜひ利用してみたいと思ってもらえるような利用者本位の成年後見の体制を構築して、周知することが大切であると考えます。過去の市広報や現在の市ホームページを拝見したところ、窓口の案内や説明会の案内程度で、任意後見制度に至っては、市ホームページとリンクを張っている東京家庭裁判所のホームページに相談窓口として日本公証人連合会のホームページが紹介されているのみであります。財産管理や契約で不利益をこうむ

ったり、本人や家族の尊厳が損なわれたりすることへの高齢者の現在と将来の不安に対して、セーフティーネットとしての成年後見制度について、制度そのものの丁寧な説明と、具体的な窓口や手続なども含めて周知する必要があると考えます。市の認識と今後の取り組みについて伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 判断能力が十分でない方や、不安を感じる方が、引き続き地域で安心して暮らしていくためには、御本人の意思と権利が的確に擁護されることが不可欠であり、成年後見制度など、御本人の状態に応じた権利擁護制度の利用が重要であると認識しております。このことから、市ホームページなどで成年後見制度に関する周知につきましては、より一層わかりやすく、利用促進につながるものとなるよう工夫してまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 今御答弁いただきました市ホームページなどの改善につきましては、早急に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(2)、支援が必要な人の早期発見の取り組みについて伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 支援が必要な人の早期発見の取り組みにつきましては、見守りや支え合いのためのコミュニティーソーシャルワークを推進し、認知症初期集中支援チームなど、地域におけるさまざまな機関や関係者の協働により、早期発見に取り組んでいるところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 最近の具体的な取り組みと効果について伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 平成29年度の具体的な取り組みとしましては、市長申し立てを行った事例では、生活保護業務から申し立てにつなげた取り組みが2件、地域包括支援センターとの連携によりまして申し立てにつなげた取り組みが1件、入院中の病院メディカルソーシャルワーカーとの連携によりまして申し立てにつなげた取り組みが1件でございます。また、家族申し立てを行った事例といたしましては、地域包括支援センターを経由した相談として、家族から成年後見制度の相談があり、あんしん・いなぎを経由して申し立てに至っております。効果といたしましては、いずれの取り組みも、成年後見制度につながり、対象者の意思と権利が擁護されたことでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

(3)、多摩南部成年後見センターの機能や役割について伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 多摩南部成年後見センターは、稲城市・調布市・日野市・狛江市・多摩市の構成5市が設立し、共同運営している法人で、福祉的な配慮に

基づき、法人後見業務を提供するとともに、市民後見人の養成、受任支援、弁護士などの専門職後見人の登録及び紹介業務を行っております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 多摩南部成年後見センターの最近の実績と、機能を向上させるための取り組みについて伺います。

○ 福祉部長（武藤路弘君） 多摩南部成年後見センターの最近の利用実績につきましては、平成30年3月時点で法人後見人の累計利用者数は182人、そのうち法人後見受任中が78人でございます。その他、弁護士などの専門職を後見人として登録し紹介している累計件数は、平成30年3月時点で174人となっております。

また、機能向上の取り組みにつきましては、多摩南部成年後見センターによりますと、市民のためのセーフティーネットとして、質の高い後見的支援サービスを提供するため、全職員が十分な注意義務を尽くし、関係機関と緊密に連携して対応を図ったこと、さらに成年後見制度の普及や、顔の見える関係づくりのため、構成5市各地域における相談や勉強会に関与したということでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） よくわかりました。今後よろしく願いいたします。

(4)、弁護士などの専門職以外の市民後見人の育成について伺います。

○ 福祉部長（武藤路弘君） 市民後見人の育成につきましては、多摩南部成年後見センターにおいて、候補者に対する養成講習会が毎年9回程度、また市民後見人に就任された方への現場実習が毎年8回程度行われており、育成が図られているところでございます。さらに、養成された市民後見人候補者の登録及び紹介も行われております。

○ 18番（大久保もりひさ君） 市民後見人の登録者数と実際の受任件数を伺います。

○ 福祉部長（武藤路弘君） 多摩南部成年後見センターの市民後見人の登録者数につきましては、平成30年3月現在、累計で44人でございます。また、市民後見人が受任している件数は、平成30年3月現在、累計で46件でございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今の御答弁の中で、受任件数が多いか少ないかは私もわからないのですが、市民後見人の人数が、本市を含む5市で44人というのはまだまだ少ないように思いますので、さらなる育成に取り組んでいただきたいと思っております。

(5)、成年後見制度の利用促進と利用者本位の体制を築くために、法において努力義務とされた基本的な計画の策定や審議会の設置による地域連携ネットワークを構築するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 現在、市では、多摩南部成年後見センターを構成する他4市とともに、基本的な計画の策定や審議会の設置による地域連携ネットワークのあり方について、成年後見制度の利用促進と利用者本位の観点から、協議及び研究を始めているところでございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 埼玉県志木市は、昨年4月、地域連携ネットワークの構築を明記した成年後見制度の利用促進に関する条例を施行しました。そして、市独自の利用促進基本計画を策定するための審議会もスタートし、志木市のホームページには既に会議録が掲載されています。ただ、こうした事例はまれで、本市と同様に、ほとんどの自治体がこれから取り組む状況であると聞いています。

成年後見制度の利用が必要とされる背景には、悪質商法などによる消費者被害トラブルがあります。被害額は、消費者庁の推計によると、昨年だけで4兆9,000億円に上っています。特に狙われやすいのが認知症などで判断力の弱った高齢者で、消費生活センターへの相談の3割近くを65歳以上が占めているとのことです。成年後見制度を利用すれば、一旦結んでしまった不当な契約を後見人が取り消すことができます。また、後見人が目配りをして被害を未然に防止したり、財産を管理して高額被害を防いだりする効果も期待されます。そこで、ぜひ利用してみたいと思ってもらえるような利用者本位の体制を築けるように取り組んでいただきたいと思います。再度、御所見を伺います。

○ **福祉部長（武藤路弘君）** 市では、多摩南部成年後見センターを構成するほかの4市とともに、利用者本位の地域連携ネットワークの構築に向けて、基本的な計画の策定などに取り組んでおります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 次の質問に移ります。項目番号3、学童クラブの民営化による利用者サービス向上について伺います。

多様な利用者ニーズに柔軟な対応ができるように、育成時間の延長や保護者の負担軽減等も含め、計画的に全ての学童クラブの民営化を進めていることを評価します。

(1)、民営学童クラブの設置状況と運営委託料の負担状況について伺います。

○ **子ども福祉担当部長（石井正幸君）** 民営学童クラブの設置状況につきましては、現在、市内学童クラブ15施設のうち、公設民営の学童クラブが4施設、民設民営の学童クラブが3施設の計7施設で民間事業者による運営を行っております。

また、運営委託料の負担状況につきましては、各運営事業者と協議し、平成30年度までに平準化を図った状況でございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (2)、公営学童クラブと民営学童クラブとの運営面、育成時間、保護者の負担等の違いについて伺います。

○ **子ども福祉担当部長（石井正幸君）** 公設学童クラブと民営学童クラブとの運営面の違いにつきましては、稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき運営を行っているため、違いはございませんが、民営学童クラブでは、育成時間の延長を実施し、保護者の負担軽減のため、夏季休暇期間中のお弁当の提供などを実施している学童クラブもあり、利用者ニーズに柔軟に対応したサービスを行っております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (3)、今後のさらなる民営化の予定について伺います。

○ **子ども福祉担当部長（石井正幸君）** 今後のさらなる民営化の予定につきましては、今年度中に残りの公営学童クラブの民営化計画を作成する予定でございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 民営学童クラブの質を確保する取り組みについて伺います。

○ **子ども福祉担当部長（石井正幸君）** 民営学童クラブの質を確保するための取り組みにつきましては、稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、設備面では、専用区画を設け、児童1人につき1.65平方メートル以上を確保しており、職員配置につきましては、学童クラブの専門資格である放課後児童支援員を配置しております。さらに、市内全ての学童クラブ配置職員を対象とした全体研修なども実施しております。また、民営学童クラブには毎月職員が巡回を行い、育成支援内容などの運営状況を点検し、質の確保に取り組んでいる状況でございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 民営学童クラブの質の確保について質問したのは、本市内の保育所においては、公営の第三保育園・第四保育園・第五保育園の評判がよいことから、必ずしも公営より民営のほうが保育の質が高いとは限らないとの利用者の声や、民営保育所の質にかなりのばらつきがあるのではないかと声を聞いたからであります。また、公営保育所においては、管理職の園長を中心に、職員の皆様が園児のために本当によく働いておられる姿を市議会公明党で視察させていただきましたが、管理職が不在で正規職員も少ない公営学童クラブにおいては、私は事故などが起きないかと大変心配しております。早期の民営化を実施していただきたいと思っております。

さて、学童クラブの民営化につきましては、公営保育所の民営化のように、丁寧な引き継ぎを求める声を聞いています。市の認識と今後の取り組みについて伺います。

○ **子ども福祉担当部長（石井正幸君）** 市では、これまで公営で実施していた学童クラブを民営に移行するに当たっては、公設公営で実施していた育成などを引き継ぐ合同育成を実施しております。この合同育成では、子供たちや保護者が安心できるように、具体的に一日育成の流れや子供たちの性格を確認することなど、1週間から2

週間をかけて実施しております。また、事業者募集の段階において、現在公営学童クラブで勤務している職員の継続雇用を可能な限り行い、子供たちへの影響を極力少なくするなど、配慮した取り組みを行っております。今後につきましても、移行の際には、丁寧な引き継ぎを実施してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） （4）、本市においては、大変評判のよい放課後子ども教室の開設により、学童クラブの待機児童が激減しましたが、放課後子ども教室と学童クラブの一体型という名のもとに学童クラブを廃止した自治体があることから、将来を心配されている保護者の声を聞いています。本市における今後の放課後子ども教室と学童クラブのあり方について、市の見解を伺います。

○ 子ども福祉担当部長（石井正幸君） これまで、放課後の子供たちが安全で安心できる居場所として、学童クラブ・児童館・放課後子ども教室の整備を進めてまいりました。これらの居場所につきましては、それぞれの特色があり、利用方法や児童へのかかわり方など、利用者のニーズに対応してきており、今後につきましても、それぞれの居場所の特色を生かしてまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） これまで、放課後と土曜日の子供の安全・安心な居場所として、学童クラブ・児童館・放課後子ども教室の整備を進められてきたことは、高く評価しております。ただ、今後、学童クラブは全て民営化され、児童館は民営と公営が存在し、将来は児童館も民営化されるのかもしれませんが、放課後子ども教室は全て公営となりますので、それぞれの特色を生かしながら質を確保するためには、情報の共有と連携の仕組みが不可欠になると考えます。市の認識と今後の取り組みについて伺います。

○ 子ども福祉担当部長（石井正幸君） これまで、放課後の子供の居場所として、整備を進めてきました学童クラブ・児童館・放課後子ども教室につきましては、情報の共有と連携が大変重要であると認識しております。今後も、それぞれの特色を生かしながら、連携を図り、質の確保に取り組んでまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） では、最後の項目番号4、東京都と連携した無電柱化のさらなる推進について伺います。

平成30年第2回東京都議会定例会の一般質問への答弁で、都知事は「災害時の復旧拠点となる区市町村庁舎や災害拠点病院を結ぶ都道を新たに重点整備路線へと位置づけをした。今後は、4月に国が策定した無電柱化推進計画を踏まえて、区市町村や関係事業者と具体的な整備箇所を選定して、都内全域で無電柱化を推進する」と発言されました。

(1)、市内の無電柱化を実施した地域と実施率を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 市内の無電柱化を実施した地域につきましては、優先分譲地域などを除く多摩ニュータウン地域、土地区画整理事業地区内の都市計画道路などにおいて無電柱化されております。市内の無電柱化率につきましては、市道と都道を合わせまして約20%となっております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (2)、無電柱化に関する本市の今年度の計画を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 無電柱化に関する本市の今年度の計画につきましては、多7・4・5号東長沼矢野口線、東京都からの受託事業で進めている多3・4・12号読売ランド線、市施行及び組合施行の土地区画整理事業地区内の都市計画道路において無電柱化での道路整備を進めております。また、南多摩駅南側の区画道路におきましては、東京都建設局のチャレンジ事業補助制度を活用し、今年度は電線共同溝予備設計を実施する予定でございます。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 国土交通省のホームページに都道府県と特別区、政令指定都市の無電柱化の整備状況が掲載されていますが、平成29年度末時点で東京23区でも8%に満たない状況で、ほかに5%を超えているのは大阪市と名古屋市のみとのことであります。本市は平成29年度末時点で約20%の無電柱化率とのことでありますので、都市イメージ戦略の一環として、シティーセールスに生かすべきであると考えます。御所見を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 無電柱化が実施されている多摩ニュータウン地域では、これまで住宅地の販売や企業誘致などにおいて無電柱化をPRしてまいりました。今後は、必要に応じて、無電柱化の先進市として、まち並みのPRに活用してまいりたいと考えております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (3)、無電柱化に関する市内における東京都の今年度の計画を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 東京都の今年度の計画につきましては、多3・4・17号坂浜平尾線において無電柱化で道路整備が進められております。

○ **18番（大久保もりひさ君）** (4)、南多摩尾根幹線の稲城一中南交差点から吉方公園南交差点間には市庁舎と消防署がありますので、無電柱化を重点的に整備する路線の候補地であると考えます。市の見解を伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 平成29年2月の都知事と市長の意見交換におきまして、消防署前で発生した電線切断事故から、市庁舎や消防署などの近隣の道路における無電柱化の重要性について訴えてきました。その後、東京都では、平成30年3月

に東京都無電柱化計画を策定し、今後10年間の方針や目標を定めました。この計画では、災害時の復旧拠点となる区市町村庁舎や災害拠点病院を結ぶ都道を重点的に整備する路線と位置づけておりますので、本市庁舎及び消防署前の南多摩尾根幹線についても該当するものと考えておりますので、今後の東京都の取り組みに期待するものでございます。

○ 18番（大久保もりひさ君） 今の御答弁を伺いまして、南多摩尾根幹線の当該区間は重点的に整備する路線に該当することから、10年後までには無電柱化が図られると確信いたしました。今後におきましては、東京都の担当部署と綿密に連携していただき、少しでも早く実現するように取り組んでいただきたいと思います。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 当該区間における無電柱化につきましては、重点的に整備する路線として無電柱化が実施されるよう、今後の東京都の取り組みを注視してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 災害が発生したときには、消防車や救急車、庁用車等を出庫することができるように、市役所と消防署の周辺の稲城市道においても無電柱化を図る必要があると考えます。市の認識と今後の取り組みについて伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 市役所及び消防署周辺などの既存の市道における無電柱化につきましては、国及び東京都の動向を注視するとともに、特定財源の制度の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○ 18番（大久保もりひさ君） (5)、川崎街道は、無電柱化を主要な道路において実施している南武線3駅周辺土地区画整理事業区域に隣接する都道であることから、無電柱化を優先的に進めるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（吉野浩章君） 川崎街道につきましては、市庁舎、消防署と市立病院を結ぶ主要な幹線道路であり、東京都無電柱化計画における重点的に整備する路線に該当するものと考えておりますので、今後の東京都の取り組みを注視してまいります。

○ 18番（大久保もりひさ君） 御答弁のとおり、私も川崎街道は東京都無電柱化計画における重点的に整備する路線に該当すると思います。そのことに加えて、川崎街道沿いの矢野口駅周辺土地区画整理事業地と稲城長沼駅周辺土地区画整理事業地は、減歩や清算金という地権者の痛みを伴う事業により、駅前から川崎街道までの範囲の無電柱化が図られていますので、他の自治体の重点的に整備する路線よりも優先されるべきであると考えます。市の認識と、今後の東京都への要請行動や情報提供などの取り組みについて伺います。

○ **都市建設部長（吉野浩章君）** 土地区画整理事業及びそれに伴う区域内の無電柱化は、地権者の御理解・御協力のもと進捗が図られてきていると認識しております。矢野口駅及び稲城長沼駅周辺土地区画整理事業区域に接する都道の無電柱化は、効果が高いものと考えております。そうしたことも含め、今後、東京都の取り組みを注視してまいります。

○ **18番（大久保もりひさ君）** 市庁舎と消防署が接道している南多摩尾根幹線と川崎街道の無電柱化が早期に具体化することを期待して、本日の一般質問を終わります。